一三年度の一般予算総額が初の三○兆円台に

円を充てる。 ジョン」で、「人を大切にする社会」の 心に紹介する。 となっている非正規雇用関連対策を中 おり、今回の概算要求では六○二二億 実現に向けた各種対策を講じるとして が三月に策定した「望ましい働き方ビ 正規雇用対策については、厚生労働省 の再生など、子ども・子育て環境の整 の創出③地域子ども・子育て支援基盤 非正規雇用対策の実施、質の高い雇用 備②安定雇用実現プロジェクトなど、 度予算の概算要求額を発表した。一般 べての人が能力を発揮できる環境の整 を超えた。七月に政府が閣議決定した 兆二六六億円となり、 予算総額は今年度比二・九%増の三〇 「働く『なでしこ』大作戦」など、す 「生活・雇用戦略」関連対策では、 ○八八億円を要求する。このうち、 「日本再生戦略」に関する特別枠では 厚生労働省は九月五日、二〇一三年 -の三本が打ち出された。②の非 個別施策の詳細が明らか 初めて三〇兆円 (1)

のセーフティネットの強化⑥その他― の支援④若者の雇用の場の確保⑤雇用 公正な処遇の確保③職業キャリア形成 ―の六つに分類される。 促進②均等・均衡処遇をはじめとする 対策は①正規雇用・無期雇用の転換

省内横断的な非正規雇用対策を

も及ぶことを踏まえ、正規雇用や期間 た対策に二一四億円を求めた。 の定めのない雇用への転換促進に向け いる人が非正規労働者全体の約二割に に反して非正規雇用を余儀なくされて 経済情勢の悪化などから、 本人の意

行う企業向けの助成金を創設する。 するほか、非正規労働者へ人材育成を をつくれるよう、ガイドラインを作成 企業内でキャリアアップ支援の仕組み に向けた施策を省内横断的に展開する。 ど異なる雇用形態のキャリア形成支援 者、パートタイム労働者、派遣社員な 用への転換を促進するため、有期労働 ジェクト (仮称)」の創設だ。正規雇 間・派遣労働者等安定雇用実現プロ 対策の目玉となるのが「有期・短時

発することで、企業への啓発を推進す 内制度化に向けた取り組みモデルを開 ない雇用への転換の好事例の収集や社 正労働契約法に基づき、期間の定めの するほか、有期労働者に対しては、改 の直接雇用の推進を企業に周知、指導 派遣労働法で義務づけられた派遣先で ついて、今年一○月から施行する改正 別の対策も充実させる。派遣労働者に これらの対策と並行して、雇用形態 パートタイム労働者に対しては

> 援も強化する。 る相談・援助や助成金の活用による支 推進するための措置の周知を徹底する ほか、同法に基づく指導、専門家によ けられている通常の労働者への転換を ートタイム労働法で事業主に義務づ

を促す。 規・非正規間の均等・均衡処遇の実現 評価基準の活用を促進することで、正 億円を要求した。企業に対して、 する公正な処遇の確保対策には一六二 がないよう均等・均衡待遇をはじめと かわらず、不合理な格差が生じること 分析・職務評価の導入支援や職業能力 職務

七億円 職業キャリア形成支援にコ 一四四

野で企業の競争力を担う中核的人材の 職業訓練や求職者支援訓練を推進する り分野での人材育成を促進するため、 転換が期待できる成長分野やものづく 二四四七億円を投じる。正規雇用への 者の職業キャリア形成の支援対策には 育成に向けた長期訓練コースの開発も 対応した公共職業訓練を施す。成長分 ものづくり分野では、地域や産業ニー 民間教育機関を活用した実践的な公共 形成が不十分になりがちな非正規労働 ズを踏まえて、最先端の技術革新にも 正規労働者に比べ、職業キャリアの

正規労働者と仕事内容が同じにもか

手がける。 トピックス

予定だ。 的な人材育成に向けた助言なども行う さらに中小企業の事業主を中心に計画 キャリア・コンサルタントを派遣する 正規や中小企業で働く若者のために ト」に基づく助成金の創設に加え、非 派遣労働者等安定雇用実現プロジェク 盛り込んだ。前述の「有期・短時間 自身の主体的なキャリア形成の支援も 一方で企業による人材育成や労働者

としてとりまとめることをめざす。 成施策を検討する。年内にパッケージ 置し、非正規労働者の望ましい人材育 的強化に関する検討会(仮称)」を設 「非正規雇用労働者の能力開発抜本

若者の |雇用の場の確保に三九六

援②若者が働き続けられる職場環境の 針として、①自ら職業人生を切り拓け 具体的な予算措置がとられた。 掲げており、これらを実現するため を設け、施策をフォローアップ――を 実現、非正規雇用の労働者へのキャリ る骨太な若者への育ちを社会全体で支 意された「若者雇用戦略」では基本方 る「雇用戦略対話」で、今年六月に合 億円を求める。 の場を確保するための対策には三九六 略対話の下に「若者雇用戦略推進会議 て)対症療法から中期戦略へ④雇用戦 やフリーター半減の確実な達成につい アアップ支援③(質の高い雇用の創出 非正規労働者として働く若者に雇用 政労使などで構成され

機会に恵まれなかった高校中退者や中 これまで、意欲があっても職業訓練の 早いうちから職業について考えること 中学、高校、大学などステップに応じ 卒者が職業能力開発施設で訓練を受け が参画することも盛り込んだ。また、 キャリア教育支援協議会」を設け、都 キャリア教育を推進できるよう「地域 取り組みやすくすることがねらいだ。 で、将来の目標を持ち、様々な活動に たキャリア教育を効果的に指導できる 道府県労働局や公共職業能力開発施設 人材を育成することを掲げた。 若者が さらに地域の人材ニーズに基づいた その一つとして、教育機関と連携し

要請に応じてジョブサポーター相談窓 のミスマッチを解消するための対策に 学生は大企業志向が強いといった雇用 口の設置や出張相談の実施を積極的に チング機能を強化するほか、学校側の 談員との情報共有を高めることでマッ の全校担当制を導入し、学校の就職相 学、専門学校などでジョブサポーター は一二四億円を要求した。すべての大 中小企業の採用意欲は旺盛なのに、

援企業』宣言」を行う仕組みを構築し、 うなどハローワークによる重点的な支 もにこれらの企業を集めた面接会を行 良質な中小企業のPRにつなげるとと 定の基準を満たした企業が「『若者応 ては、若者の採用・育成に積極的で一 中小企業とのマッチング強化に向け

階で若者の職業自立に向けた支援を行 ることがないよう、できる限り早い段 フリーターに留まる期間が長期化す

> リアアップを促進する。 雇用」の普及により、就職支援やキャ カ月間の有期雇用を行う「トライアル 紹介で企業が正規雇用を前提に原則三 導を実施する。さらにハローワークの で、若者雇用支援相談員による個別指 うため、「わかものハローワーク」など

な就職につなげる。 でカードを取得した訓練受講者の円滑 ドの活用好事例を集め、普及すること を開拓するほか、学生用ジョブ・カー を採用面接の応募書類として活用する にも一層力を入れる。ジョブ・カード とした「ジョブ・カード制度」の普及 就職活動に役立ててもらうことを目的 コンサルティングを実施し、その後の その内容に応じた職業訓練やキャリア 資格などを記載したカードを通じて、 「ジョブ・カード普及サポーター企業」 フリーターがこれまでの職務経歴や

られるよう支援に力を入れる。

五〇八五億円雇用のセーフティネット強化に

ることで、 支援体制を整備し、早期支援を徹底す 体とハローワークが一体となった就職 が見込まれる生活困窮者を対象に自治 創設する。受給者や将来受給の可能性 実現プロジェクト (仮称)」を新たに 度については、「生活保護受給者等就職 保護制度を想定。三番目の生活保護制 う「求職者支援制度」、三番目に生活 業訓練・給付・就職支援を一体的に行 保険を受給できない求職者に対し、職 を要求する。このセーフティネットは、 フティネットの強化には五○八五億円 一番目に雇用保険制度、二番目に雇用 非正規労働者が失業した場合のセー 就労支援につなげるのがね

ける。 育成の手法について検討する会議を設 成するため、人材像の明確化や確保・ ルな視点を持ち、仕事で成果を出せる 設を新たに打ち出したほか、グローバ 雇用創造プロジェクト (仮称)」の創 ロジェクトを支援するため、「戦略産業 よる製造業での産業政策と一体となっ て実施する地域の自主的な雇用創出プ 人材や起業に挑戦する人材を確保・育 その他の対策としては、都道府県に

推進に一八七億円 「働く『なでしこ』 大作戦」

0

使で男女の均等度合いを把握してポジ 県労働局の担当者が管内の企業を訪問 込んだ。「作戦」の内容は、各都道府 進営業大作戦」の本格的な実施を盛り 展開する。予算規模は一八七億円。二 ティブ・アクションにつなげるための る化」を促進するとともに、企業の労 タルサイトで女性の活躍状況の「見え 促すための「営業」活動を展開すると し、ポジティブ・アクションの推進を ○一二年度から一部前倒しで実施して として、女性労働者の一層の活躍促進 女性社員が後輩の女性社員を指導する システムづくりなどを支援する。先輩 いうもの。具体的には、社内の専用ポー いた「女性の活躍促進・企業活性化推 に向けた施策を積極的に進めるため、 いては、「全員参加型社会」実現の一環 「メンター制度」の導入支援にも取り 「働く『なでしこ』大作戦」の推進を 非正規雇用関連対策以外の施策につ

仕事と介護の両立支援策も新たに感

けハンドブックの作成なども行う。 や両立モデルなどを掲載した労働者向 モデルを構築して周知。両立支援制度 り込んだ。企業向けの両立支援対応策

治療と職業生活の両立支援事業

企業からの相談に応じられるよう体制 就労継続支援の手引を作成するほ 円を要求する。企業や医療機関向けに できるよう新規事業として四○○○万 に復帰した人たちが働き続けることが ガンなどの疾病を治療しながら職場 か、

援につなげるのがねらい。 を構築し、病気の程度に応じた就職支 配置する。医療機関などとの連携体制 る支援としては、ハローワークに専門 の就職支援ナビゲーターをモデル的に えたまま求職活動を行う人たちに対す 長期にわたる治療が必要な疾病を抱

満たした事業主に対し、雇用者数の増 要望案も明らかにした。一年間に規定 者も含めることを要求した。 控除額を四○万円に引き上げることや 加一人あたり二〇万円の税額控除が受 の雇用者数を増加させるなどの要件を 要と併せて、二〇一三年度の税制改正 対象となる雇用者に高年齢継続被保険 けられる「雇用促進税制」について、 一方、厚生労働省は概算要求額の

り組む税制上の優遇措置も求めた。 したほか、正社員との賃金格差が大き うる配偶者控除について見直しを要望 いパートタイム労働者の待遇改善に取 また、女性の社会進出の妨げとなり

調査・解析部